

高橋 均 著

『株主代表訴訟の理論と制度改正の課題』

(同文館出版、2008年11月)

佐藤 純訟

平成5年商法改正による提訴手数料の一律低額化は、株主代表訴訟の提起件数を飛躍的に増加させた。本書によれば、同制度が導入された昭和25年からの40年間における新受件数は10件であったが、近年は年間約200件前後で推移している。しかしその結果は濫訴の増加を招来することになり、副次的に、損害賠償責任の高額化（大阪地方裁判所判決平成12年9月20日等）、経営戦略の萎縮化という弊害をもたらした。これらのことは多くの研究者が指摘している点であり、株主代表訴訟に関する主要な研究テーマの一つである。

著者も基本的にはこの問題を主軸として論じながら、現行法上、濫訴防止目的としての担保提供制度が必ずしも効果的ではない点、株主代表訴訟を有機化させる関連諸制度や司法環境が諸外国に比し脆弱である点を指摘している。もっとも、本書の特徴は、本制度の沿革・意義、訴訟類型、重要判例、諸外国制度等を鳥瞰し問題点を指摘するにとどまらず、これをアプローチとして、新たな制度設計に関する政策提言にまで踏み込んでいる点にある。このような場合、安直かつ雑駁に陥りやすいといわれるが、本書は現行法との連続性を十分に意識した内容となっている。このために不安なく通読できるが、これは本書が博士論文に加筆・修正した成果物である点も理由であろう。

本書の構成は、序論、第Ⅰ編「わが国の株主代表訴訟制度」、第Ⅱ編「アメリカの株主代表訴訟制度と日本法への示唆」、第Ⅲ編「欧州諸国の株主代表訴訟への新たな取り組み」、第Ⅳ編「わが国における株主代表訴訟制度改革」、結語となっている。

序論において、著者は、「株主代表訴訟は、直接の当事者である原告株主と被告取締役以外に、会社と一般株主にも判決効が及ぶ特異な訴訟形態である」こと、「会社の損害回復機能」と「取締役の違法行為への牽制機能」を有することを確認し、「株主代表訴訟の不当な訴訟提起という質的な問題がクローズアップされてもよい段階に来ている」と問題提起する。

第Ⅰ編では、わが国における株主代表訴訟の沿革、同制度の類型と特殊性について検証している。平成5年商法改正による「費用負担軽減効果」として、「株主代表訴訟件数が着実に増加したこと」、「株主代表訴訟の請求金額が高額化したこと」、「大手企業の取締役を被告とする訴訟提起が増加してきたこと」、「市民運動型の訴訟が散見されていること」を指摘し、株主代表訴訟の類型化を試みている。

第Ⅱ編では、わが国が倣ったアメリカの制度について比較・検討している。同制度では、「原告株主の適切代表性」と「行為時株式所有原則」からなる原告適格要件、「事前提訴請求制度」、「訴訟却下制度」、「証拠開示制度」がバランスよく配置されており、濫訴防止の「スクリーニング機能」を有すると分析している。もっとも、経営判断の原則が定着していない点、弁護士数やディスカバリー制度等、司法環境に著しい差異がある点を勘案するならば、わが国独自の制度設計が必要であると指摘している。

第Ⅲ編では、欧州諸国の制度について比較・検討している。株主権の属性、裁判所による事前許可制、原告適格要件等についてとりあげているが、なかでも、著者は「事前提訴請求手続」に着目し、「実体的な意味を持たせ、株主代表訴訟の提起が会社の利益に合致

することを事前に裁判所が確認することは、極めて示唆に富むもの」としている。

第Ⅳ編および結語では、わが国の株主代表訴訟改革について論じている。まず、わが国がアメリカ諸制度の相互関係を無視して、一部の制度導入にとどまった結果、機能的な運用がなされていない点、たとえば、適切代表性および行為時株式所有原則、会社訴権の授権行為手続、一般株主への公告・告知、資料収集・開示等につき、未導入や未整備の問題を指摘する。また、制度改革においては、損害回復機能と取締役の違法行為への牽制機能との調和を意識した制度設計とすべき点、少数株主権や訴訟委員会の安易な導入は本制度の抑止効果を縮減し、監視機能の否定となるおそれのある点、取締役の責任と株主権行使の視点を考慮すべき点、実体法と手続法の調和、すなわち、会社訴権の代位行使と株主の代表訴訟性の担保制度を検討すべき点に留意する必要性を説く。そして、わが国の司法環境を考慮すれば、ドイツおよびイギリス制度を参考とすべきであると結んでいる。

著者は本書のなかで、現行制度はその導入経緯から構造的な問題を孕んでおり、外国制度を含めた関連諸制度について、総合的に検討する必要があると説く。かつて、私も中部電力事件（名古屋地方裁判所平成7年2月28日決定）等において担保提供制度を研究対象としたが、株主代表訴訟の問題については対処療法ではない多角的検証が必要であると強く感じた。この点、本書は多数にわたる図書資料・事例にもとづきながらも、それにとどまらない総合的研究であり、この分野における優れて実証的かつ体系的な好著といえる。もっとも、諸外国制度にもおよぶ詳細かつ広範な検証が焦点を把握しづらくさせていること、また、立法論とは別に、現行制度における限界についてももう少し解釈論上の展開をみたかったという感じはある。しかし、著者の研究に対する取り組みや本書の綿密な検証が、株主代表訴訟制度に関する研究レベルを引き上げ、この分野の研究に大きく寄与していることは確かである。私自身、諸外国制度、とりわけ「不提訴理由書制度」に濫訴防止の活路を探る点については一考に値した。今後は、著者の検証が、立法上、どのように具現されるのか注目したい。

近年、機関投資家や外国人株主等への利益偏向を根拠にして、商事法の伝統的な立場に対しては批判的な声がある。しかし、「会社訴権の代位権」・「全株主の代表権」の属性を有する株主代表訴訟に対しては、コーポレート・ガバナンスや企業の社会的責任の観点から期待も大きい。株主代表訴訟の検討が株式会社諸制度の見直しにつながるという著者の示唆は興味深く、この問題を予測していたかのようなようである。平成18年の会社法施行後の今、“株主とは何か、株式会社とは何か”を再考する機会として、本書を一読されることをお勧めしたい。